

## 裁判員経験者と法曹三者の意見交換会

日 時 平成29年8月18日（金）午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

### 参加者等

司会者	高橋康明	（千葉地方裁判所刑事第5部判事）
裁判官	長尾洋子	（千葉地方裁判所刑事第5部判事）
裁判官	長谷川英	（千葉地方裁判所刑事第5部判事補）
検察官	村澤文子	（千葉地方検察庁検事）
検察官	庄野啓子	（千葉地方検察庁検事）
弁護士	土屋孝伸	（千葉県弁護士会所属）
弁護士	鎌倉鈴之助	（千葉県弁護士会所属）
裁判員経験者	1番	男
補充裁判員経験者	2番	男
裁判員経験者	3番	男
裁判員経験者	4番	男
裁判員経験者	5番	女
裁判員経験者	7番	男
裁判員経験者	8番	男

### 議事要旨

別紙のとおり

(別紙)

**【司会者】**

今日は意見交換会にお集まりいただきまして、どうもありがとうございました。

私は千葉地裁の刑事5部で裁判長をやっています高橋と申します。

この意見交換会の趣旨につきましては、皆様に裁判が終わった後にエントリーリストにお名前を頂戴するときにお話を聞かれているかと思いますが、裁判員を経験して感じたこと、思ったことを率直にお聞かせいただくことによって、我々の今後の仕事にとっても参考になると思ってやらせてもらっています。

今日は刑事5部と一緒に裁判をしている両裁判官と、検察官の二人、千葉で弁護活動をされている弁護士の二人も参加していただいております。それぞれいろいろ聞きたいこと、教えてもらいたいことがあるかと思いますが、せっかくの機会ですので、裁判員経験者の方々にどんどん質問していただければ結構ですので、よろしく願いいたします。

それでは早速ですけれども、まず一番目の全体的な感想ということで、どのような事件を担当されたのかということに触れながら、経験されて感じた全体的な感想をお伺いしたいと思います。

実際の事件を処理したことを通じて感じたこと、思ったことでも結構ですし、裁判員制度そのものについて感じたことでも結構ですし、場合によっては一緒に仕事をした裁判官とか、あるいは事件に立ち会った検察官や弁護人の印象みたいなもの、何でも結構です。

それでは、早速ですけれども1番の方からよろしいでしょうか。

**【1番】**

私が担当した事件は審議で4日間、判決が1日で本当に短い間でしたが、選任されるまでは確かに時間をとられるし、煩わしいという気持ちがあったのですが、終わってからは本当にいい経験をさせてもらったなという印象を持っています。

皆さんも同じだと思えるのですけれども、裁判員の席に座らせていただいて裁判の

作法を学び、また、裁判官の皆さんの考え方をすることもできたし、話すこともできたし、弁論のときの説明の仕方が非常に分かりやすかったので参考になったなどという印象を持っています。

【司会者】

どうもありがとうございました。

では2番の方、よろしくお願いいたします。

【2番】

補充裁判員の立場で参加しましたので、一歩引いた立場で客観的に事件の審理を見てきました。

私が担当したのは男女の三角関係のもつれによる殺人未遂事件で、結果的には執行猶予付き判決が出ました。

裁判というのは厳しい仕事かもしれませんが、参加した人、つまり裁判官も検察官も弁護人も、参加した裁判員の方みんなが後で話したときに、この判決でよかったねという仕事ができればいいなと思いました。

【司会者】

どうもありがとうございました。

それでは3番の方、よろしくお願いいたします。

【3番】

私が担当した事件は、介護殺人で、被告人が高齢ということもあり、再犯はないかなと心の中ではそういうのもあったのですが、事件が発覚するまでの経緯を見て、量刑に対してどこまで情状酌量の余地があるのかなというのを一生懸命考えました。その後、たまたまうちの近所でも似たような事件がありまして、そのときに、実際にこの量刑を出したけれども、こういう事件というのは今後なくなるのであろうかという気持ちを感じました。

【司会者】

ありがとうございます。

それでは4番の方、お願いいたします。

【4番】

最初に裁判というのは何のためにやるのかということがよく分からなかったというか、ニュースで見ましたけれども、自分は第三者的な立場で、今回裁判員という立場になってきちっと裁判の目的からしっかりと理解しないといけないかなと思って、裁判所から頂いた資料を読ませていただきました。

裁判の目的は社会の秩序を保つ、平和国家を保っていくという大前提があると思うのですが、その中で量刑とかの話になってくると、つい感情的になってしまふのですね。裁判の中でグラフみたいなものによって量刑の範囲というのを客観的に知ることができる。あれがなかったら各自言いたい放題だったかもしれないので、大変役に立ったと思います。

それから、被害者にも加害者にも人権があるということを裁判長が言ったので、それは本当に大切にしなければいけないなと思いました。

【司会者】

4番の方が担当した事件は責任能力とかが問題になっていたのですね。

【4番】

そうです。精神鑑定医が二人、それぞれの立場から説明をしてくれたのですが、確かに精神科医が見る目と我々一般の人の考えはやはり違うなと思いました。

事件に至るまでの経緯というものをすごく丁寧に説明していただいて、落ち着くところに落ち着いたかなという気がします。

最後に裁判長が、この判決に不服があれば高等裁判所に控訴されることになるというふうに言ったので、一度私たちの責任の仕事はそこで終わりというけじめをつけないといけないなというふうに感じました。

あと検察官も弁護人の方もA3の資料に全部まとめて、言葉も分かりやすい言葉を使っていたので、これはすごいなと思いました。専門用語でずらずらと書いてあるのを読む気はしないかと思うのですが、非常に簡潔に内容が書かれていて

分かりやすかったです。

【司会者】

どうもありがとうございます。

それでは5番の方，お願いいたします。

【5番】

自分が受け持ったのは，被告人が少年だったときに罪を起こして，逮捕されたときに成人になった事件だったので，自分も子を持つ親としていろいろな気持ちで被告人とも向き合い，親とも向き合い，検察官とも向き合い，弁護人の方の話を聞きという流れで裁判に挑んでいました。

裁判が始まってからは毎回，真剣に少年のことを考えたり，何でこんなことをしてしまったのかというのをすごく考えていたのですけれども，裁判官の方とか周りの方とかも同じ気持ちで事件に臨んでいたのですごく救われました。また，裁判官の方が本当に何でもいいから自分の思っていることを言っていという雰囲気です。毎回話合いがされて，今回はこういう話だからこういう話でということで質問を投げかけてくれたりとか，自分たちの意見も検察官の方とか弁護人の方とか家族の方とか被告人の方にも投げかけることができたので，ちょっと救われたかなという思いがありました。

こんなことを言っていいますかと裁判官の方に聞いたら，いいですよ，もしも言葉に詰まったら私がフォローしますからと言ってくださったので，本当に安心して法廷に座らせていただきました。

【司会者】

直接質問をされましたか。

【5番】

はい。直接自分は被告人と親の方にしました。

被告人は下の立場の人で，何も分からずに参加してしまっているというような事件だったので，どうして何も分からない事件に携わってしまったのか，

行かなかつたら後でパンチされてしまうなど友達との上下関係がなかつたのか、そういうのがすごく心の中に残っていて、自分がこの子の親だったとしたらこの子のそういう雰囲気は読み取れなかつたのかとかいろいろ考えてしまい、質問しなければという気持ちで、質問してみて、答えてくれたのでよかつたなと思ひました。

判決が決まって、終わった後ですけれども、どうしているかな、頑張っているかなとちょっと気になったりはしてあります。そんな感じですよ。

【司会者】

どうもありがとうございます。

それでは7番の方、お願いいたします。

【7番】

私が担当させていただいたのは殺人と、非常に重たい事件でありまして審理は都合10日間ぐらいでした。長かつたのでちょっと大変だったのですけれども、それだけにいろいろな思い出ができていい経験になったと思ひます。

結果的には心神喪失で無罪ということになったのですが、その後、別の法律に基づいて病院に入れられるという手続があるということを知りまして私としては初めて聞くような内容で、そういうことがあるのだなということと思ひました。

10日間と長かつたものですから、裁判官の方と他の裁判員の方といろいろお話をする機会がたくさんあつたので人間関係も非常によくできて、裁判所に対するイメージというのが大分変わったかなと思ひます。

私は仕事で民事裁判にはいろいろ参加したりしているのですけれども、そういう意味からも全くイメージが変わつたという思ひはあります。担当していただいた裁判官の方がよかつたのかもしれませんけれども、こういう機会があればやはり皆さんに参加してもらつたらいいかなと思ひます。

仕事とかの関係でなかなか参加できない人というのはかなりいるかと思ひますが、そこら辺をもう少し社会の理解が得られればいいのかなと思ひます。

あと、弁護人が非常に熱弁を振るわれる熱い方で、親切にいろいろ説明していた

だいて分かりやすかったなと思いました。

**【司会者】**

ありがとうございます。

では最後になりますが8番の方、お願いいたします。

**【8番】**

私も今7番の方がおっしゃったのと同じ裁判を担当させていただきました。公判では、裁判官の方からいろいろな説明をしていただいたり、あるいは難しかったのは精神鑑定の先生の話だったのですけれども、そんなものもよく解説をしていただいた結果、最終的には先ほど7番の方がおっしゃったように、精神障害で無罪という結論になったのですけれども、正直な話をいうと、私個人の胸の中では、人を一人殺して無罪というのはまだわだかまっています。

ただ、そのときに一人の裁判官の方が、医療観察制度というのがあります、もしここで無罪になっても、その後の被告人の処置はこうなるのではないかという説明を受けて、何となく気持ちの上では納得しているような状態です。

**【司会者】**

どうもありがとうございました。

一通り経験者の方のお話をお伺いしましたが、ここで法曹関係の参加者についても簡単な自己紹介と、これまで出たお話の中で何か聞きたいことがあればそのあたりを聞いていただいても結構です。

順に裁判所からお願いします。

**【長尾裁判官】**

裁判官の長尾でございます。平成16年に裁判官になりまして、千葉地裁で裁判員裁判を経験させていただくのはこの4月からで、意見交換会に参加させていただくのも今日が初めてです。

今、一通り感想を聞かせていただいて、裁判員裁判の重みといいますか裁判員の方の葛藤の大きさとか御負担の重さとかを改めて感じたところですが、裁判員裁判

をやってみるといろいろな経験をお持ちの方がいろいろな視点から意見を言ってく  
ださるので、自分も気づかなかった観点からのことを教えていただけることもあつ  
て、深みのある議論ができていると感じています。

ですので、すごくいい制度だと私自身は思っていて、よりよいものにしていきたく  
いと思っています。そのためには、裁判員を経験された皆様の率直な意見が一番有  
益だと思っております。

今日もいろいろ教えてください。よろしくお願いいたします。

**【司会者】**

では長谷川裁判官、お願いします。

**【長谷川裁判官】**

裁判官の長谷川と申します。私は今年の1月に裁判官に任官したばかりで、働い  
てまだ7か月といったところです。

裁判員裁判は今までに3件ほど経験させていただきました。実際に自分が働き始  
めて思うのは、裁判員裁判で裁判員の皆さんと意見交換をしながら事実認定する  
というのは本当にいろんな学ぶところが多いなと思います。

自分の中にはなかったような考え方というものをたくさん教えていただけるよう  
なことがあって、本当に学ぶばかりの毎日を過ごしているところです。

私も今日の意見交換会で裁判員の皆様がどういうふうに考えているのかというの  
を是非とも教えていただいて、実際にこれから裁判が始まったときに裁判員の皆さ  
んと、お互いがどういうふうに考えているのかというのをより分かり合えるよう  
になっていたらなと思ひまして、そういったお話もお聞きできたらと考えておりま  
す。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

**【司会者】**

では検察官の方、よろしくお願いいたします。

**【村澤検察官】**

検察官の村澤文子と申します。よろしくお願いいたします。

私は今年の4月から千葉で裁判員の裁判を担当させていただいております検察官です。検察官の経験としては18年目になります。ですので、裁判員裁判がない時代から裁判員裁判という制度ができた時代を経て検察官を務めてきたわけですが、裁判員裁判の制度が始まってからかなり裁判の形も変わってきたとは思いますが。

皆様の熱心な御協力のおかげで検察官、それは法曹三者、皆そうだと思うのですが、真実が何かを見つめていく、どういった刑がふさわしいかというのを皆で考えていくということがより深まったのではないかなと思います。

これからも裁判員裁判制度をいいものにしていきたいと思っておりますので、今日は皆様の御意見をお聞かせいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

#### 【庄野検察官】

検察官の庄野と申します。よろしくお願いいたします。

私は平成22年の任官ですので、任官したころにはもう裁判員制度が始まった直後でした。ですので、裁判員裁判は仕事を始めてすぐから参加していることもあり、特に抵抗なく入ったのですが、途中ちょっとお休みをいただいていたこともあったりして、そんなに経験はありません。この千葉地検に今年の4月に来まして、既に2件ほど裁判員裁判をさせていただいています。

裁判員裁判は検察官としては事前の準備がとても大変というか、いろいろと準備することが多い、書類も多いしまとめ方も難しいこともあって、何件もやっても事件ごとに本当に考えるところが多くあって難しいなと思っています。

実際に裁判員裁判をやっていく中で一番思うところは、今日も皆さんの最初の御挨拶を聞いていて思ったのですが、参加される方が、本当に真面目に誠実にされているなど。本当に真剣に取り組まれている方が多いのだなという感覚です。そういう方が多く、私どももなかなか立証に工夫をしきれているか分からないところがあるので、皆さん真剣に聞いてくださるので、冒頭陳述とか証拠調べのやりがいがあるなと思っています。

今日、皆さんにお聞きしたいことも少しありますので、また後ほど聞かせていただきます。よろしくお願いいたします。

**【司会者】**

では弁護士の方、どうぞお願いします。

**【土屋弁護士】**

初めまして、千葉県弁護士会から来ました土屋孝伸といたします。よろしくお願いいたします。

弁護士の仕事をして17年で、その全てを千葉で過ごしています。裁判員裁判の経験は第一審においては20件ぐらいをこれまでにしました。この意見交換会に出るのも今日が2回目という状況ではありますが、先ほど検察官からもお話があったように、裁判員制度自体も少しずつ中身を工夫しなければいけないなというふうに当事者が考えることも変わってきていると自覚している中においては、日々、工夫が必要だなと感じているところでございます。

今日は弁護士会の代表として来ているという趣旨もありますので、皆さんの弁護人に対する御意見をフィードバックしようと思っているところです。よろしくお願いいたします。

**【司会者】**

では鎌倉弁護士、お願いします。

**【鎌倉弁護士】**

初めまして、弁護士の鎌倉鈴之助と申します。今日はよろしくお願いいたします。

弁護士になって今年で4年目となります。ずっと千葉で弁護士をしております、裁判員裁判の事件は合計で4件担当しております。

率直なところ、やはり一番気になるのは弁護人がちゃんと仕事をしているのかどうか、弁論がうまくできたのかどうか、証人尋問や被告人質問がしっかりできたかどうか、声が小さくなかったかどうかといったところです。

裁判員の皆様にご書いていただいたと思うのですが、毎回アンケートという

ものが事件が終わった後に事務所に送られてきまして、それをどきどきしながらページをめくって見ているところです。中には弁護人の弁論はすごく分かりやすかったとか、あとは手厳しい御意見をいただいたり、すごく勉強になるところではあるのですが、今日はそういった皆さんの御意見を忌憚なくお聞かせいただきたいので、よろしく願いいたします。

#### 【司会者】

どうもありがとうございました。

それでは、今日のテーマなのですが、まずは審理が分かりやすかったかどうか。要は、皆さんにやっていただいた仕事というのは審理の中身を見て、裁判官、裁判員と議論して結論を決める、有罪なのか無罪なのか、有罪の場合にはどういった刑にするのかということでしたが、それを判断するためには審理自体をよく理解しないとなかなか充実した議論ができないということになるかと思います。

ただ、実際の審理というのは、先ほどもお話がありましたけれども、検察官が事前にいろいろ準備してそれを法廷に出す、弁護人としてもいろいろ考えるところがあって法廷で活動をする、そこが本当に裁判員の皆様にきちんと伝わったのかどうかということをお聞かせいただければと思います。

検察官、弁護人、この辺を特に重点的に聞きたい、あるいは気になるというところがあれば、アンケートとかも通じて多分いろいろ厳しい御指摘などもされていると思いますけれども、そのあたりはどうですか。

#### 【庄野検察官】

全体的に分かりやすいかどうかと聞いてもちょっと抽象的過ぎるので、私は千葉に来て4月以降、裁判員裁判をさせてもらって、冒頭陳述は非常に簡潔にしているつもりでありまして、お配りするメモは極めて文字数を少なめにする、皆さんに伝わりやすいように検察庁の中でそういう風潮があるということもあるのですが、お配りするメモは文字数を少なく、口頭で補充するのも必要最小限というふうにしてもらっているつもりではあるのです。

皆さんが御担当されたのは昨年度ということなので、もしかしたら違うかもしれないのですが、冒頭陳述を聞かれていて、例えば文字が書面にないのに言葉でしゃべられてついていけないという御経験があったかとか、あるいは、そういうこともあって書面に全部文字を落としてほしかったとか、何か御意見があればお伺いしたいのですが、お願いします。

【7番】

文章を先に出していただいた方がいいのかなと思います。あと、検察官の話し方が単調過ぎて話が入ってこないようなイメージがありました。逆に弁護人の方はすごかったので、その辺が大事かなと思いました。

【庄野検察官】

すごく形式的なところではあるのですが、立ち位置が、検察官は主に検察官席で立ち上がって冒頭陳述をやることが多いと思うのですが、弁護人の先生は場合によっては証人台の前に出てきて冒頭陳述をされることもあると思うのですが、それで何か印象が違ったりするのですか。

【7番】

それもあると思いますけれども、やはり、ここがポイントなのだという話し方がなかったように思います。

【司会者】

準備したものをただ漫然と説明されるのでは、どこが大事なポイントなのか分かりにくいということですかね。

【庄野検察官】

ありがとうございます。

【司会者】

この件について、弁護士としては御意見ありますか。

【土屋弁護士】

7番の方の事件というのは専門家証人が出てきて内容的に医学的な要素を含んだ

りするということがあつたりするのが理解を妨げている要素もあるのかなとも思つたのですが、それは検察官も条件は同じ中では、やはり説明の上手下手、説明をしようとする意欲の高い低いというのが如実に出たのだという受けとめ方をしたということですか。

【7番】

そういう印象を受けたということですか。

【土屋弁護士】

立ち位置は特に関係があるということではなくですか。

【7番】

はい。

【土屋弁護士】

そうすると、配布した紙の出来の良し悪しみたいなものというのがありますか。

【8番】

7番の方と同じ事件を担当しましたが、話し方は確かに弁護士の方が熱弁を振るわれて、どちらかというといふ検察官の方は淡々と説明をするという状況だったのです。ただ、内容的には検察官の方はよくあれだけ説明されたなという印象がありましたし、一生懸命立証しようとしているという努力を私は感じました。

それから、もう一つ、資料ですけれども、どちらかというといふ文字の数は少なくレジュメのような形で、それを聞きながら我々はメモをしていたので、それは検察官も弁護人も、我々としては使いやすかった。

ですから、案件の違いもあつたのではないかなと私は感じていました。

【司会者】

ありがとうございます。

それでは1番の方、よろしくお願ひします。

【1番】

冒頭陳述に関しては検察官が決まり文句を使ってくるようなところがありました

が、本当に被害者がこんなことを言うのかなとちょっと作為的なところを感じられるので、ちゃんと事実が伝わるような表現をしてほしかったなという印象を持っていました。

【司会者】

今の点について、検察官は何か補足して確認したいことはありますか。

【庄野検察官】

言葉遣いは私もすごく悩むところでした、メモに落としてお配りする資料もあまり砕けた表現でも、公用文とどれだけ離れているのかはすごく悩むところであって、少し硬い表現になってしまいがちなのです。

ただ、それを読み上げるときは、分かりやすく軟らかいものにしようとは思いますが、どうしてもそのままの部分も多く出てきてしまっているものもあるかと思えます。

その検察官によってやり方が多少異なりはするのですが、一般的にちょっと検察官は硬い印象を与えがちなのかなというのは確かにありますね。少し工夫したいと思います。ありがとうございます。

【司会者】

他の方で、検察官と弁護人のプレゼンの関係で何かあればお願いします。

【2番】

冒頭陳述のときですけれども、検察官の方は自席で立って声も大きくはっきりと、客観的に聞いていると威圧的だなと思って聞いていたのです。検察官というのはパターンがあるせいか、びしっとしてすごく上から目線でものを言うので、そうなんだというふうになってしまうような気がしました。ところが弁護人は二人いたのですけれども、最初の弁護人が被告人の何を弁護しようとしているのかが全く分からなかったのですが、二日目は別の弁護人の人が出てきて、びしっと細かい説明をしてくれたのです。それで納得したのですけれども、弁護人の冒頭陳述であれだけ印象が違うのかというのは非常に感じたところです。

【司会者】

他の方で何かあればお願いします。

【5番】

自分が担当した事件で配布されたペーパーは、弁護士側も検察官側も本当に分かりやすくなっていて、自分が聞いた内容についてメモがとりやすかったです。

検察官の方は男性二人だったのですが、結構声もちゃんと聞き届きやすく内容も分かりやすく説明していただきましたので、特に分かりづらいとか威圧的だとか、そういう感じは自分はなかったです。

弁護士が、女性だったせいもあるのですけれども、弱気な感じがしたのですが、でも配布されたペーパーの内容がすごく分かりやすかったです。

【司会者】

ありがとうございます。

先ほど検察官からの質問の中に情報量として適当かどうかというお話がありましたが、最近千葉地検の検事は皆さん、ポイントとなることに絞って、この事件はこういう事件なのです、こういうことを立証したいけれども、それは実際この後の証拠調べで明らかにしますのでそこに注目して証拠調べを見聞きしてくださいと、ポイントを突いてプレゼンをするという形が主流になっています。

以前は、実際に証拠調べで出てくる事実の多くを先取りしてしまって、多くの情報を審理の当初の冒頭陳述の場面で投げかけてくるようなことが結構ありました。これに対し、裁判員経験者の方々から、なかなか処理しきれないですという御意見が、まさにこういう意見交換会で結構出ました。心証を形成するために本当に大事なのは証拠調べの場面なので、そこを何に注目すればいいのかという程度の情報を頂ければ十分ですみたいな声が結構多かったです。それを踏まえて、検察官が徐々に工夫して直していったという感じなのですね。

この冒頭陳述の情報については実際に体験されてどうですか。

では3番の方、お願いします。

**【3番】**

最初の冒頭陳述での検察官の説明と弁護人の説明というのは十分理解できたのですが、やはり先ほど言われたとおり、被告人と検察官の会話が、文章化されている内容がすごいマニュアル的なイメージがあって、その後、被告人質問の中で検察官の方が決められた言葉で言っているような形で、被告人としてはその言葉を理解できていないようなイメージで、そういう場面があったので、やはり親身にどこまで突っ込んで聞くのが大切で、説得したい文章を作るのではなく、何か心のこもったような部分が検察側にもあってもいいのではないかとは思いました。

**【司会者】**

要は、あらかじめ検察官のストーリーみたいなものがあって、前に捜査段階でこう言っていたのではないかというように型にはめてしまって実際に被告人質問の場面になって、被告人は、そんな感じではないのですと言っても、いや、そんなはずはないだろうと、柔軟性に欠けてしまっているということですか。

**【3番】**

検察官もそういう質問のときには、やはり文章というか言葉を変えてもいいのではないかなというイメージがすごくありました。

**【司会者】**

ありがとうございます。

4番の方の事件ではいかがでしたか。

**【4番】**

私が担当したのは、心神耗弱などをどこまで認めるかという事件でした。

検察官の資料と弁護人の資料と両方出てくるのですよ。検察官の資料は最初にポイントを三つ挙げて、それについて説明しているから非常に分かりやすいので、ついそちらの方に流れてしまうという感じでした。

弁護人の方は、後で聞いたのですけれども、こんなことを言っているのか分からないけれども、国選弁護人だというふうに聞いたのです。もうちょっと優秀な弁護

人をつければもっと軽くなったのではないかと誰かが言ったのだけれども、その辺はちょっと引っかかっています。

**【司会者】**

せっかく疑問点が提示されたので、そこは弁護士の方で弁明があればお願いします。

**【鎌倉弁護士】**

実際に私も事件を見ていないので、弁護人がどのような弁護活動をしたのかは分からないのですけれども、確かに4番の方が担当した事件は、争点が多くて難しい事件なのかなと思います。

ちょっと質問とずれるかもしれないのですけれども、私自身も裁判員裁判で責任能力を争った事件を1件担当しておりまして、結果的に心神耗弱が認められて執行猶予で医療観察措置で入院ということになった事件があります。

そこで、事件として一番難しかったなと思っているところは医者意見なのです。医者は一人ではなくて複数人が法廷で証言してもらう事件があると思います。

そこで精神科医の判断と裁判官、弁護人、検察官、法曹三者の意見がうまく整理できたのかどうか、責任能力という法律的な概念も含めてうまくまとめることができたのかどうかということを私自身が一番気になるところであるので、その点について教えていただきたいなと思うのですけれども、どうでしょうか。

**【4番】**

弁護人の主張がちょっと弱いという感じですね。やはり私選弁護人だったら、とんでもないお金をかけていろいろと証拠資料を集めてくるのではないかと。ただ国選弁護人だとやはり限度があるのかなという雰囲気もあったのです。

**【鎌倉弁護士】**

私は裁判員裁判を4件担当させていただいて、そのうち3件は国選事件なので。裁判員裁判で私選というのはかなり珍しい方かなと思いますので、国選だからといって何か手を抜いているというわけではないと思います。それだけは御理解い

ただきたいなと思います。

**【司会者】**

フェアな立場から、私の感じていることをお話ししますと、私は千葉に来て二十数件の裁判員裁判をやったのですが、そのほとんどは国選弁護の事件です。少なくとも私が知る限りでは千葉の弁護士さんは国選だからといって手を抜くような人はいません。

**【4番】**

多分それはテレビなどで裁判の番組がありますよね。そういうのに影響されているような気がしたのです。

**【司会者】**

少しお話が出ましたけれども、事案によって弁護人としてなかなか戦う材料がないような事件というものも確かにあると思います。

事案によってできることの限界というのはどうしてもあるのかなという感じはします。

**【土屋弁護士】**

質問があるのですが、先ほどのお話に出た手書きのアンケートというのは、実は自分の事件ではなくて他の事件も千葉のものは基本的に全て見るということを見せていただいています。なかなか手厳しい話の中で、先ほど少し出ましたけれども、弁護人が違えば結論も変わったのではないかということそのまま書いてくださるような方もいらっしゃったので、その関係で確認ですが、2番の方が言われたのは何を弁護しようとしているのかが分からないと言われたのは、冒頭陳述の中で言っていることが伝わらなかったという趣旨なのですか。

**【2番】**

はい。

冒頭陳述のときに弁護人の方はA4のメモ1枚を資料として提出されたのですが、その内容がはっきり分かりませんでした。被告人に代わって弁護に立っているわけ

ですから、何か言いたいことがあるはずなのですが、被告人の罪状を軽くしたいのか、それとも被告人の生い立ちから含めてバックグラウンドをもっと説明したいのかが全く見えなかったのです。

ただ、第2回公判のときには弁護士さんが替わって、その方は全部スライドを作って、状況証拠ではないけれども、こういうふうな生活を被告はしてきたのですよというようなことを訴えてくれたのです。だから、こちらはそういう経緯や、その事件に至った過程が分かったわけです。

**【土屋弁護士】**

そうすると、冒頭陳述の入口のところで、どこを着眼点にしてこれから事件を引っ張っていかうとしているのかなというところが伝わらなかったということなので、すね。ありがとうございました。

4番の方が言われた話は、検察官が心神耗弱の関係でポイントが三つあるという話がすばっと最初に分かったのに対し、弁護人は何がない感じですか。

**【4番】**

心神耗弱とかそういうポイントはすごく共通していたような気がするのですが、その裏づけになる材料がなかったように思います。

**【土屋弁護士】**

材料の関係だと、先ほどの話に戻りますが、国選でも私選でも材料をとりに行くときは基本的には立場が一緒なので、もともと通っていた病院にお話を聞きに行ったり、そうではない第三者のお医者さんに話を聞きに行ったりというときも、基本的には国選か私選かに関係なく活動の内容には変化がない状況で資料探しをするので、ひょっとしたらやはり素材がもともとない案件だったのかもしれませんが。ありがとうございます。

**【司会者】**

これまでは、分かりやすさという観点から検察官や弁護人のプレゼンについてのお話を聞きましたが、この後は実際の証拠の内容が分かりやすかったかどうか、証

拠は恐らく皆さんの事件で書面の証拠あるいは図面とか写真といった客観的な証拠、事案によっては証人尋問ということで直接証人の方からお話を聞くという機会があったと思いますが、そのあたりの分かりやすさの点についてお聞きして、あとは裁判官の立場として実際に評議に入ったときに裁判官の役割というか、きちんとフォローができていたかどうかみたいなのところもお聞きできればなと思います。

それでは、証拠調べの点なのですが、これもやはり検察官、弁護士からこのあたりはちょっと悩ましくてどうしたらいいのかとか、何か具体的な聞きたい点があればお願いします。

#### 【土屋弁護士】

書面を出すのは検察官の方が多いですが、尋問のところでやはり先ほどの手書きアンケートの中でたまに見かけるのは、この質問で結局何が言いたいのかよく分からないというのがあります。質問している意味が分からないというのではなくて、質問と答えのやりとりがあるということを前提に、そのやりとりの事実が出てきたからといってどんなことに影響するのか、その話を出させて弁護士は何をしたいのかという趣旨の御指摘を受けることがあったりするのですが、皆様の方でそういった御経験がありますかということをお聞きさせていただきたいなと思います。

#### 【2番】

殺人未遂の事件なのですけれども、被告人が包丁を手にしていました。それは自分の部屋にあった包丁を手にしたわけですが、検察官は被告人は殺意を持って包丁を手にしたと主張するわけです。弁護士は被告人は自殺をしようとして包丁を手にとったといったところで意見の食い違いがあるのですが、弁護士が被告人に質問する際に、その包丁を手にした意味をもっと突っ込んだり、その辺をうまく引き出せるような質問とか、もっと何か工夫をすれば状況は変わったのではないかという気がするのです。

#### 【土屋弁護士】

ありがとうございます。

御指摘のとおり、流れの中でこのナイフがどういう意味を持つのかと、最終的には相手に向けてしまうということになるのは仕方がないことであるとは申せ、その前のところをもう少し掘り下げてもよかったのではないかという趣旨だとすると、なるほどなということで、尋問がどうこうということよりも、恐らく弁護人としての着眼点の問題なのでしょうね。

そこに着眼点を当てようという判断であれば、当然被告人質問の中で、そのような方向で話を切りだして、その場にいた被害者さんに対してもナイフを持ち出すに至ったときは前後にどういうやりとりがあったのかということが話題になるような尋問が繰り返されたということになるのかなと思います。

**【司会者】**

他の方はいかがですか。

では、検察官からどうぞ。

**【村澤検察官】**

内容は少し変わってしまうのですが、皆さんの裁判の中で供述調書の取り調べというのがあったと思います。供述調書、事件の関係者がこういうことを話していますという書面を検察官が読み上げる場面というのがあったかと思うのですが、その供述調書、本来であれば証人として出てきていただいて、そこで話を聞くという方法もあるのですが、書面でこういう方がこういう話をしていますという証拠について、分かりにくさはなかったかという点をお伺いしたいと思います。

**【司会者】**

いかがですか。

それぞれ経験された事件でちょっと記憶をよみがえらせていただいて、こういう調書がとられていますというものの内容を検察官が読み上げられたと思います。

一方、証人尋問のときは一問一答という形で順を追ってお話を聞いていって、裁判員あるいは補充の方も含めて、ここをちょっと聞きたいなというところがあれば直接聞かれたり、あるいは裁判官に聞いてもらったりしていると思うのですがけれど

も、それによって理解度というのにも差があったのかどうかという御質問だと思うのですが、いかがですか。

例えば5番の方は直接お父さんやお母さんにも質問してお話を聞いたという形をとられたようですけれども、それが実際に目の前に来られるのではなくて、これは仮定の話で恐縮なのですけれども、お父さんとお母さんはこういう書面を書いてきましたというのを単に読み上げられた場合と、直接来てもらってお話をしてもらう場合で、何か心に受けるイメージとかが違ってくる可能性はありますか。

**【5番】**

どんな質問をしたかは、去年の話なのでちょっと軽くなってしまうかもしれないのですけれども、お父さんに今後、被告人をどういうふうに観察していくのですかという質問をしたときに、きちんとした形でやるということを宣言していただいたという思い出があります。

**【司会者】**

そこは印象に残っているということですね。

**【5番】**

あと、被告人に質問させていただいたのですけれども、私は被告人が犯行を起こしたときに友達との間に上下関係があったのではないかということがずっと引っかかっていたので、それを質問で投げかけたときに、全くありませんという答えが返って、それが検察官の最終のところの文面が出てきてしまったので、きっかけになってしまったかなと、申し訳なかったなという思いがずっとしています。

**【司会者】**

他に何かありますか。

**【村澤検察官】**

供述調書に限らず、冒頭陳述の後に検察官の立証になると思うのですけれども、検察官の立証の中でこれは分かりにくかったとか、これをもうちょっと工夫した方がよかったというものが、もしありましたら教えていただけますでしょうか。

例えば、凶器などが証拠として示されたりしたものがあつたのではないかと思いますけれども、凶器についてそのものを見たのか、写真で見たのか、それを見ることについてどう思ったのか、その辺のことを聞いてみたいと思います。いかがでしょうか。

【7番】

凶器の包丁とはさみですね。3点ぐらい血のりのついたものをケースに入つたものを見せてもらいました。かなりインパクトはありましたけれども、ああいうのは見るのと見ないのでは大分違うのかなというところは思いました。

【村澤検察官】

見た方がよかつたと思われましたか。

【7番】

現実味がありました。

あの包丁の柄から曲がつているものとか、現物を見ているから、単純に包丁は簡単に曲がりませんから、それなりに力を入れたのだらうなという認識は持てますね。

【司会者】

では2番の方、お願いします。

【2番】

2番の事件では包丁が使われたのですけれども、現物ではなくて写真で映し出されました。普通の家庭にある文化包丁でした。

【村澤検察官】

それは実際に実物を見てみたいと思われたか、写真でよく分かつたと思われたか、それはどうですか。

【2番】

写真で十分だと思いました。

【司会者】

それでは4番の方，どうぞ。

【4番】

私は殺人未遂ですけれども，法廷に実物が出てきたような記憶はあるのですけれども，実物はなくても写真で十分納得できたという印象です。

【司会者】

あと証拠調べの関係で何かありますか。

5番の方，お願いします。

【5番】

証拠調べはモニターに映っていたので割と分かりやすかったのと，あと被害者の傷の写真があったのと，使われた凶器の写真が全て残っていたので，そこら辺はどういう動きをして向こうに当てているのかというのが分かりやすかったので，見られてよかったと思います。

【司会者】

その写真は特にショッキングなものというよりは，見ても全然大丈夫そうなものでしたか。

【5番】

痛そうな感じのものでしたが，大丈夫でした。

【司会者】

3番の方，お願いします。

【3番】

私の関わった事件は凶器はなく，部屋の写真やイラストと，それと検察と弁護人の調書とか被告人と話した内容だけだったので，それこそ凶器がないから殺意があるのかないのかというのがちょっと分かりづらかった部分がありました。

【司会者】

では，次の話題に移りたいと思います。

今度は裁判官としていろいろアドバイスを受けたいと思うのですが，先ほども

少しお話ししましたけれども、私たちは皆さんと充実した評議をするためには、法廷での審理、法廷で行われたことをその場できちんと理解して話合いに臨むというような環境を整えなければいけないなと思いながらやっています。

そのために、例えば私などは当事者の質問が分からないときとか証人の話が分からないときに、割と突っ込んで、今の意味が分からないので、もう一度とかもっと具体的にとかと、裁判員の方々の反応とかも見ながら、途中で介入したりします。あるいは、審理の合間に結構休み時間をとって、そこでお互いの理解度みたいなものを確認し合うような形でやっていって、なるべく遺漏がないようにして審理を終わらせて評議に移りたいなどと思いながらやっているのですけれども、そのあたりに関して何か注文とか、もっとこういうことをしてくれるとありがたいとか、何かあればお願いします。

長谷川裁判官も何か聞きたいことがありますか。

#### 【長谷川裁判官】

例えば証人尋問が始まる前に皆さん、裁判官と裁判員でそろって評議室を出ていくと思うのですがけれども、その前に、この証人では検察官の冒頭陳述によればこういったことに関するお話をする予定ですといった説明をしていた合議体もあつたのではないかと思うのです。

その説明が聞いていて足りるものだったのかとか、そういう説明があつたらよかつたなとか、そういったことがあれば教えてほしいなというのが一点と、あとは証人の話を聞いた後に裁判員と裁判官の方から質問するタイミングがありますね。その質問に移る前の皆さんで質問を考える時間というのが十分だったか、もうちょっと考える時間が長い方がきちんと質問を考えられたといったことがあつたかどうかというところも教えていただければと思います。

#### 【司会者】

どうですか。証人尋問の前の説明とか、あるいは合間であるとか、自分たちが最後に質問する前に意見交換して整理するとか、そういった観点から何か御意見があ

ればということなのですが。

**【7番】**

私の感じとしては十分だったかなと思います。事前の説明も的確にさせていただきましたし、意見の交換も十分できたかなと思います。

**【司会者】**

ありがとうございます。

8番の方、どうぞ。

**【8番】**

先ほどおっしゃったように、えっと思ったときに裁判長に一言確認していただいたのが、非常に我々にとっては助かった。

それから、もう一つは間のところで、やはり何かもやもやしたものがあつた中でそれを確認をして、確認がとれなかった場合は、もう一回その次の公判のときに当事者等に説明を求めていただいたことが非常に我々としては考えをまとめるのに助かったと思っています。

あと、翌日、一人の裁判官の方が昨日はここまでのこういう話でしたという確認をしていただいて、あれが自分の頭の中を整理するのにも非常に役立ったと思って、うまく参加できたのかなというふうに感謝をしています。

**【司会者】**

ありがとうございます。

他の方で何か御記憶があればお願いします。

**【2番】**

証人尋問の前に皆さんでどういう質問をしようかという打合わせがあつたのですがけれども、こういう質問をしたらどうかということを相談しながら証人尋問に向けて質問事項をつくっていったわけですがけれども、結果的にその質問の回答を得て証人に対する印象が大分変わったので、もやもやが整理できました。

**【司会者】**

ありがとうございます。

他の方は何か、御経験を踏まえてあればお願いします。

では5番の方、お願いします。

**【5番】**

評議の話し合いのときにボードを使っていただいて、被告人と被害者とかの簡単なメモを基に最後に話し合いができたので、すごくすっきりとまとまっていて、次の日に来ても、そうだったなというのが、それを裁判が始まってから消さないで残っていて、またちょっと継ぎ足してすっきりした満足感になっていたの、すごく分かりやすかったと思います。

時間的には十分だったかなと思います。

質問したい内容はありますかというときに、裁判員が何人か質問をしたのですけれども、こういう質問で大丈夫ですかとあらかじめ裁判官に聞いておいて、法廷に入ったときに裁判官の方が何番の方ありますかという感じで言いやすくしてくれたので、質問もとても言いやすくてできたと思います。

**【司会者】**

特に5番の方の事件は関係者が多数いたので、そこはなかなか整理が大変ですよ  
ね。

**【5番】**

しかも日本の国籍ではない方だったので、名前が誰だったのかが分からなくなっ  
てしまい、ニックネームみたいについている人も一人いてちょっと整理がつかなか  
った部分をうまく書いていただいたと思います。

**【司会者】**

ありがとうございました。

長尾裁判官から皆さんにお聞きしたいこととかはありますか。

**【長尾裁判官】**

裁判官からの説明に関して、審理の合間に限らなくてもいいのですが、評議も含

めてなのですからけれども、こちらとしては概念とかいろいろなことを説明する際に、最初に説明してもいろいろ言われても頭に入りにくいのではないかなと思って、この説明はここでしょう、この説明はここでしょうと考えて説明をさせていただいているのですけれども、説明を聞かれた後に、その説明はもっと前に聞いたかったよというようなことが、もしもおありでしたら教えていただけたらと思ったのですが、いかがですか。

#### 【5番】

説明自体は全くなかったのですけれども、検察官と弁護人の主張のメモのとり方を最初に教えてもらえれば、もっと自分なりに事件の流れを整理してすっきりして臨めたかなと思いました。自分の反省でもあるのですけれども、分からないままメモをとっていたので、ぐちゃぐちゃになってしまって、それが失敗だったなと思いました。

あと、話とか説明とかはその都度していただいていたので、問題なかったと思います。

#### 【司会者】

検察官や弁護人の方々は評議の中身というのは見られないので、せっかくの機会なので何か聞きたいこととかありますか。

#### 【土屋弁護士】

評議の中身とは違うかもしれませんが、弁護人が最後に求める結論を述べるとき、この事件についてはこういう処罰が適切だという意見は多分数字の形で言ったのではないかなと予想されるのですが、そのことについてはちゃんと根拠について説明がちゃんとされていたのかどうかということについての印象を覚えていれば教えてほしいなと思います。

言い放しでとりあえず軽い刑がいいというふうに言っていたレベルだったのか、そうではなく、一応筋道だった話の中でこれぐらいの年数が妥当だということまで言えていたのかどうか、そのあたりの御記憶があれば教えてほしいなと思います。

**【2番】**

弁護人からの量刑については、情状酌量みたいな話しかありません。何年で執行猶予をつけてくれみたいな話はなくて、ただ、情状をよく考えてくれというふうな意見がありました。

**【司会者】**

では3番の方、お願いします。

**【3番】**

ちょっとはっきり覚えていないのですけれども、高齢でもあり、再犯の恐れがないよというベースにのっかって情状酌量の余地があるので執行猶予ではないかという言葉が弁護人側からあったと思います。

**【司会者】**

5番の方は、弁護人から具体的なアピールみたいなものはありましたか。

**【5番】**

犯罪を犯したときに未成年ということもあってというのと、本人が今、希望している職業に就くために勉強を一生懸命しているのにも関わらずというのもあったので、でも犯罪を犯してしまったため、その辺を見極めて軽くしてほしい、執行猶予にしてほしいという話もあったと思います。

**【土屋弁護士】**

ありがとうございます。

**【司会者】**

検察官から何かお聞きしたいこととかありますか。

**【村澤検察官】**

皆さんが担当された事件の中で責任能力ですとか正当防衛ですとか、法律的に難しいことを判断されなければならない場面もあったと思うのですけれども、そのときの判断の材料として、こういうものが役に立ったというものがあれば教えていただきたいです。評議をする中で、こういうことが役に立ちましたというもの、裁判

官の説明であつたり検察官が出してきた資料ですとか、いろいろとあると思います。

【4番】

心神耗弱のような基本的な用語の定義みたいなものについては、最初に、こういう場合が心神耗弱になりますよと裁判官の方から教えていただいたので、その後は分かりやすかったですね。

【司会者】

8番の方はどうでしたか。

【8番】

いわゆる防衛創とかそういったものをイラストで説明していただいて、だから被害者側から攻撃することは考えられないのではないかという判断になったのです。もう一つは高齢で腰が曲がってこんなになっている人がやれるかという話もあったのですが、そういったものをイラストで説明しました。

我々はいわゆる防衛創という言葉は知っているけれども、どちら側に刃物を持ってこうなったらこうなりますという点について、分かりやすい説明がありました。

【司会者】

心神喪失とか心神耗弱についてはどうでしたか。

【8番】

二人の医者の説明を聞いてどちらの説明が、起こった状況と絡めて、納得できるか、そういった話を聞くのが非常に貴重な経験だったと思います。

【司会者】

ありがとうございました。

それでは、最後に、これから裁判員になる人に向けて、それぞれメッセージをいただければいいなと思います。

【司会者】

では、それを1番の方から順番でお願いします。

【1番】

予想外に大変なことは、私の場合は特になかったですね。

実際に裁判に関わることも一つの大事な役割だということの認識がもっと広まると、例えば会社の中でも休暇を工面してくれるように進めてもらうといいのではないかなという気がしますけれども、そのような感じですね。

#### 【2番】

裁判員になった方たちの話の中で、被害者の立場に立って考えたいというお話を聞いたのですけれども、それはいいですね。結局その事件に対して真摯に立ち向かって、事実を正しく認識して、何が真実なのかを考えていくのが裁判員の仕事ではないかなという気がしました。

#### 【3番】

実際にやってみて本当によかったなというのが素直な気持ちです。ただ、最初に冒頭でも言いましたけれども、刑が決まって服役してもらうのは当たり前のことですけれども、また同じ事件が起こらないようにするにはどうしたらいいかというのは報道関係者の方々の力も必要なのかなというふうに思っています。

#### 【4番】

先ほど量刑の話が出たのですけれども、私の場合は知的能力をどういうふうに判断するかと、専門家がいろいろ診断しても、どちらにしたらいいかというのが本当に難しかったです。

ただ、一生懸命取り組んだつもりなのですが、最後に裁判所から、判決が出たらあなた方の仕事はおしまいですからと言われて、ほっとしました。

#### 【5番】

まずは裁判員に当たったときは、本当に心の中であつと思ひながら席から立ち上がりました。

連番で来たので、もうないだろうと思って安心していたら呼ばれてしまいました。

それから、もう向き合えないやという気持ちで乗り越えていけたことが、意外と自分になかったことなので、自分は結構切りかえられる性格だったのだという

のを思い知ることもできたし、人一人のためにいろいろな人が携わっているいろいろな意見を言いながら決めていくのが大切だということもすごく分かったので、とても平凡な人生を送ってきたのですが、とてもいい経験をしたなと思います。

あと、自分の子供とか主人とかも裁判のときはそっとしておいてくれたので、すごく有り難かったなというのと、孫とかもできていますので、今後そういう事件が起こらないように、自分なりに見守ってあげたいなとすごい勉強にもなりました。

いつ何か事件を起こすかというのは本当に紙一重なのだなと、この裁判をやっていて思ったので、やはり世の中の周りのいろいろな人を見守らなくてはいけないのではないかなと思ったので、そういう老後を過ごしていきたいと思いました。

#### 【7番】

初めてここに呼ばれて来たときに、番号が1番だったのです。まさか当たらないだろうなと思っていたら、当たっちゃいました。

ただ、仕事でよく民事の裁判に関わっていたので、あまり入口的には抵抗はなかったのですが、ちょっと逆にわくわくしまして、非常にいい経験をさせていただきました。

私個人的には特に精神的な部分というのはなく、無事に終わらせていただきまして、これも出会いなのかなと、いい出会いをさせていただいたという方が多かったと思います。

できれば20代、30代という若い人たちにやってもらいたいとすごく思います。

#### 【8番】

やはり皆さんと話をして中身をじっと聞いて、正直言っていかげんな人生を送ってきた中で、少しでも役に立ったのかなという実感があります。

それから、もう一つは、裁判員になったことを話してはいけないのかなと思うぐらい裁判員制度に対する認知度が低いのですが、私がやった実感からすると非常によかったと思っていますので、なるべく広く裁判員制度というものの中身を知らせ

ていただく必要があるのではないかなというふうに思っています。

実は終わった後、何人かの知人に話をしましたところ、ほとんどの方はそういう制度がそういえばあったよね、まだあったんだという表現をされた方もいまして、それは先ほどどなたかがおっしゃったように、報道機関もちょっと一翼を担っていただいて広めていただく必要があるのではないかなと感じております。

**【司会者】**

どうもありがとうございました。

今日は本当に貴重なお話、御意見をいただきましてありがとうございました。

皆さんがおっしゃるとおり、我々裁判所としてももっといろいろな情報を発信していかなければいけないなということを改めて痛感いたしました。そのあたりの工夫などもまた考えていければなど、こちらも努力しなければいけないなと思います。

今日は本当にお忙しい中、どうもありがとうございました。